

「斐伊川河川整備懇談会」設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加された。また、河川管理者は、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することとなった。

斐伊川については、社会資本整備審議会の審議を経て国土交通大臣が「斐伊川水系河川整備基本方針」を策定した。

これを受けて、国土交通省中国地方整備局長が「斐伊川水系河川整備計画（国管理区間）」を策定するために、河川に関し学識経験を有する者及び地域防災・地域づくりに携わる沿川自治体関係者から意見を聴くことを目的として、「斐伊川河川整備懇談会」を設置するものである。